

可児市消費者安全確保地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項に規定する消費者安全確保地域協議会として、可児市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、消費者被害の防止及び消費者安全の確保に関連する関係機関・団体が連携し、消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「要配慮消費者」という。）の見守りその他の消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成機関（以下「構成機関」という。）により構成する。

2 協議会に会長を置き、可児市消費生活センター長をもって充てる。

3 協議会の事務局は、可児市経済交流部商工振興課に置く。

(活動内容)

第4条 協議会は、次の掲げる活動を行う。

- (1) 要配慮消費者の見守りの推進等の取組
- (2) 消費者被害の防止及び消費者安全の確保に関する情報の交換及び構成機関相互の連絡調整
- (3) 消費者被害の防止及び消費者安全の確保に関する広報・啓発
- (4) その他消費者被害の防止及び消費者安全の確保のため必要と認められる活動

(会議)

第5条 協議会は、前条に掲げる活動を円滑に推進するため、必要に応じ、それぞれの構成機関がその所属する者のうちから選出した者による会議（以下「会議」という。）を開催するものとする。

2 会議は、会長が招集し、その議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、構成機関に所属する者ではない者に会議への出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 構成機関に所属する者は、協議会の活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。所属を退いた後も同様とする。

2 前条第3項の規定により会議に出席した者は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

令和7年4月14日、一部改訂。

別表（第3条関係）

可児市消費者安全確保地域協議会構成機関

岐阜県可児警察署

可児市社会福祉協議会

可児市地域包括支援センター

可児市東部地域包括支援センター

可児市土田地域包括支援センター

可児市帷子地域包括支援センター

可児市北部地域包括支援センター

可児市南部地域包括支援センター

可児市消費生活センター

可児市経済交流部商工振興課

可児市市民文化部地域協働課

可児市福祉部高齢福祉課

可児市福祉部福祉支援課

可児市こども健康部子育て支援課